

さ情審査答申第140号
平成29年 2月23日

さいたま市教育委員会
委員長 大谷幸男様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 池上純一

答 申 書

平成27年9月25日付けで貴委員会から受けた、「北浦和図書館の煙突のアスベスト調査」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求については、審査請求の利益がなく、審査請求人の適格を欠く不適法なものであると認められる。よって、本件審査請求はこれを却下すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、条例第7条第2号に基づき適正な開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。

- (1) 環境計量士の氏名が開示されたが不開示情報であると思料する。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 平成26年度、文部科学省からの「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査(特定調査)について」（平成26年7月14日付け26文科施第197号）の依頼に基づき、各図書館の保温材、耐火被覆材及び煙突用

断熱材のアスベスト含有状況の調査を行った。その結果、北浦和図書館において、建築図面上で煙突内にアスベストが施されていることが判明した。その後、実際にどの程度アスベストが含まれているかを確認するため、アスベスト含有調査を行った。

- 2 本件は、北浦和図書館の煙突のアスベスト調査に関する文書について開示請求がなされ、前述した文部科学省からの調査に関する起案文書とアスベスト含有調査の調査業者から提出された試験結果報告書等の一部開示決定処分を行ったものである。その際、試験結果報告書に記載のあった環境計量士の氏名についても開示した。環境計量士とは、計量法（平成4年法律第51号）で定められた、環境に関する計量の専門知識・技術を有するものに与えられる国家資格である。
- 3 審査請求人は、この試験結果報告書に記載されている環境計量士の氏名が個人情報に当たり、条例第7条第2号に該当するため、不開示情報であり、適正な開示を求めると主張している。しかし、環境計量士の氏名については、計量法施行令（平成5年政令第329号）第38条により、計量士登録簿の謄本を経済産業大臣へ請求することで閲覧することが可能であり、条例第7条第2号ただし書きアの「法令等の規定又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するため、個人の氏名であるが、条例第7条第2号による不開示情報には該当しない。
- 4 以上のことから、試験結果報告書に記載された環境計量士の氏名を開示したことは妥当である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

実施機関は、本件対象行政情報として、アスベストの使用状況調査に関する起案文書（以下「起案文書」という。）2件、アスベスト含有調査手数料の支払いに関する財務関係文書（以下「財務関係文書」という。）2件及び「北浦和図書館試験結果報告書」（以下「報告書」という。）を特定し、起案文書中のメールアドレス、イントラネットアドレス部分を条例第7条第5号に、財務関係文書中の口座情報部分を同条第3号に、報告書中の環境計量士の印影部分を同条第2号に各該当するとして不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、環境計量士の氏名が開示されたが、当該情報は条例第7条第2号に該当する不開示情報であると主張し、このことを不服として処分の取消しを求めたものである。

2 本件審査請求の可否について

- (1) 審査請求人の本件審査請求は、実施機関が本件処分により一部不開示とした部分を開示せよというものではなく、審査請求人が不開示情報と思料されんとする環境計量士の氏名が開示されているから、本件処分を取り消し、条例第7条第2号に基づき（環境計量士の氏名を不開示として）開示せよと主張するものである。
- (2) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）は、「行政庁の処分に不服がある者」は審査請求をすることができるとしているが、「行政庁の処分に不服がある者」とは、違法又は不当な「処分」により、直接に自己の権利又は利益を侵害された者であると解されている。
- したがって、本件処分についての審査請求権者は、法的に保護されている権利又は利益を本件処分によって侵害された者であり、本件処分が取り消されることにより救済されるべき自己の権利又は利益を有している者でなくてはならないことになる。すなわち、審査請求権者は、本件処分が取り消されることにより救済されるべき自己の権利又は利益（審査請求の利益）を有していなければならないのである。
- (3) 本件審査請求人は、本件処分において環境計量士の氏名が開示されたことにより法的に保護されている審査請求人の権利又は利益を侵害されているとは認められず、審査請求の利益を有していないと思料される。
- したがって、本件審査請求は、審査請求の利益を有しない者の審査請求であり、審査請求人の適格を欠く不適法な審査請求であり却下されるべきである。
- 3 以上のとおり、当審査会は、本件審査請求が不適法であると認め、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年 9月25日	諮問の受理（諮問第387号）
②	同 年 10月19日	実施機関から理由説明書を受理
③	平成29年 1月19日	審議
④	同 年 2月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士

会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)